

令和2年5月11日

認可の教育・保育施設及び学童保育に児童が
在籍する保護者の勤務先事業者様

栃木市長 大川 秀子
(公印省略)

栃木市非常事態宣言発令に伴う家庭保育のより一層の推進のための
被雇用者へのご配慮について (お願い)

日頃より、本市の児童福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、栃木市では、5月5日に栃木市非常事態宣言を延長したことから、更なるお子様や保護者の皆様の安全確保や感染拡大防止対策を強化するため、保護者の申請による利用者を限定した特別保育を継続することとしました。

その期間につきましては、市内小中学校の臨時休校の期間に合わせて、5月31日まで延長することとしました。

つきましては、保護者の勤務先事業者様及び関係者様におかれましては、非常事態宣言の趣旨をご理解いただき、皆様の大切な命を守るため、保護者の皆様の家庭保育につきまして、特段のご配慮を賜りますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 要請の期間について

令和2年4月27日(月)～**5月31日(日)**(日曜日・祝日を除く。)

※期間については、今後の状況により延長します。

2 要請の内容について

下記の家庭を除き、原則として、家庭での保育をお願いしております。

なお、学童保育については、1年生から3年生までの児童に限定しております。

- ・医療従事者
- ・警察、消防、保育・高齢・介護・障がい者施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
- ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合

〒328-8686 栃木市万町9番25号

栃木市こども未来部

保育：保育課

Tel0282-21-2231 FAX0282-21-2681

E-mail：hoiku@city.tochigi.lg.jp

学童保育：子育て支援課

Tel0282-21-2223 FAX0282-21-2681

E-mail：gakudou@city.tochigi.lg.jp